

## 平成27年度からの 介護保険料について

平成27年度からの介護保険料は表のとおりです。

### ◆保険料の徴収方法

#### ・特別徴収

▼対象⇨国民年金・厚生年金・共済年金のうち、老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給されている方

▼方法⇨年金からの天引き

#### ・普通徴収

▼対象⇨特別徴収の対象に該当しない方／65歳になったばかりの方／田原市に転入したばかりの方

#### ▼方法

⇨市から偶数月に発送（4月・6月・

## 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者	年額
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者もしくは公的年金収入額と合計所得金額が年間80万円以下の方	28,500円
第2段階	市民税非課税世帯で、公的年金収入額と合計所得金額が年間80万円を超え120万円以下の方	39,900円
第3段階	市民税非課税世帯で、公的年金収入額と合計所得金額が年間120万円を超える方	42,700円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が非課税であり、公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	51,300円
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で、本人が非課税であり、第4段階に該当しない方	57,000円
第6段階	市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	68,400円
第7段階	市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	74,100円
第8段階	市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,500円
第9段階	市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	96,900円
第10段階	市民税課税者で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	102,600円
第11段階	市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上の方	108,300円

8月・10月・12月・平成28年2月）する納付書や口座振替により納付

#### ▼高齢福祉課

☎23局3217 FAX23局3545

## 6月から「特定健診」後期高齢者健診が始まります

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するための健診が始まります。対象の方には、受診券を5月下旬に郵送しますのでご確認ください。年に一度は健診を受け、自分の健康は自分で守りましょう。

また、この機会に自分の生活習慣を見直してみましよう。

▼対象⇨【特定健診】40歳～74歳の方【後期高齢者健診】75歳以上の方

（一定の障害

がある方は

65歳以上）

※昭和15年

5月1日～9月30日生まれの方には、誕生月の翌月末に受診券を発送

▼持ち物⇨受診券（特定健診は黄色、後期高齢者健診は桃色）、保険証

▼費用⇨無料

▼場所⇨市内指定医療機関

▼期間⇨12月31日までの診療時間内

▼その他⇨健診は空腹で受けましょう。

▼保険年金課

☎23局2149（特定健診）

☎23局3514（後期高齢者健診）



## 消費生活出前講座を 開催します

▼対象⇨①10名以上の団体②20名以上の団体

▼開催日時⇨平日の午前10時～午後3時（土・日曜日、祝日、夜間は要相談）

／①30分～2時間②1時間～1時間30分

▼開催場所⇨申込者が用意

▼内容⇨①消費生活相談員による悪質商法の事例と対処法など②落語家・漫談家による悪質商法の注意点

▼受講料⇨無料

▼申し込み⇨各市民館および商工観光課にある申込書に必要事項を記入のうえ、直接またはFAXにて／

申込書は市ホームページ（<http://www.city.tahara.aichi.jp/>）からダウンロード可

※②は、開催日の一カ月前までにお申し込みください。

#### ▼商工観光課

☎23局3522 FAX22局3817

## 繁忙期に人手が足りなくて お困りの農業経営者の方へ

地域職業相談室では、繁忙期に労働力を確保したい農業経営者などの方々のために、求職者などに対して短期就労（就労期間1カ月以内）の情報提供を行っています。

▼対象⇨市内で事業を行っている農業経営者など

▼募集期間⇨随時

▼申し込み⇨商工観光課・営農支援課・渥美支所・JA愛知みなみ本所・支所にある申込書に必要事項を記入

のうえ、地域職業相談室（道の駅田原めつくんはうす2階）へ直接／

申込書は市ホームページ（<http://www.city.tahara.aichi.jp/>）からダウンロード可

※詳しくはお問い合わせください。

▼地域職業相談室

☎24局0050 FAX23局2766

▼商工観光課

☎23局3522 FAX22局3817